

飼養衛生管理指導等指針（案）の概要

令和 2 年 7 月 31 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 の 3 の規定に基づき、飼養衛生管理指導等指針（都道府県知事が行う飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の改善を図るための措置の実施に関する指針）を次のように定める予定。

前文

本指針の策定の経緯及び位置付けについて記載。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 我が国の畜産業の現状

大規模経営における飼養衛生管理基準の遵守が進む一方、小規模経営においては、同基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にあること、大規模経営においては外国人も含めた雇用労働者が増えていること、特に養豚業では、食品残さを原材料とする飼料利用に関する課題も表面化していること等を記載。

II 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割

家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、様々な対策を総合的に実施していく必要があるが、特に、飼養衛生管理基準の遵守は、最も重要な発生予防対策の一つであること等を記載。また、家畜衛生に携わる主体（家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産団体及び獣医師等）ごとに、自覚すべき役割・責務を記載。

III 国内外における家畜伝染病の発生状況

主要な疾病ごとに、国内外における最新の発生状況等を記載。

IV 我が国における指導上及び家畜衛生上の課題

国、都道府県、市町村、生産者団体及び獣医師等が、相互に連携し、家畜衛生の推進に係る協働体制の構築、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え、生産性向上を阻害する疾病の低減、動物用医薬品の適正な流通・使用、野生動物への対策強化等に取り組むことの重要性等を記載。また、飼養衛生管理基準が定められた家畜ごとに、法定伝染病のみならず、生産性向上を阻害する疾病も含め、特徴的な飼養形態に基づく家畜衛生上の課題とともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底等の重要性等を記載。

V 基本的な方向

第一に、家畜の所有者により選任された飼養衛生管理者が毎年1回以上自己点検を行うこと等を記載。その上で、都道府県は、飼養衛生管理指導等計画（指導計画）を定め、毎年、優先的に指導等を行う畜種、地域、事項等を公表し、家畜の所有者による定期報告や飼養衛生管理者による自己点検等を踏まえ、必要な場合は立入検査により、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、指導等を計画的に実施すること等を記載。また、国は、これらの対応が適切に実施されるよう、必要な技術的助言、専門家の派遣等を行うこと等を記載。

第二章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

飼養衛生管理基準が定められた家畜ごとに、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底、衛生管理区域の適切な設定、野生動物の侵入防止対策、衛生管理区域内の整理整頓及び消毒等を重点事項として記載。

II I以外で推奨される、各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項

家畜の所有者及び飼養衛生管理者は、国及び都道府県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備するとともに、平常時から、疾病発生時に各農場でとるべき対応を想定した訓練や家畜の死体の埋却地の確保を進めること等を記載。

Ⅲ 飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

都道府県は、法に基づき飼養衛生管理に係る指導等を行う場合は、具体的な改善方法を明示し文書にて行うこと、改善に必要な期間は原則2週間とすること、命令違反者について公表すること等を記載。また、国は、飼養衛生管理基準の遵守状況等が迅速かつ包括的に確認できるよう、ICT等の活用の検討を進めること等を記載。

第三章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

都道府県は、平常時から、民間獣医師等の家畜防疫員への任命促進、修学資金の活用等による獣医師職員の確保等を通じて家畜防疫員を計画的に確保すること等を記載。また、国及び都道府県は、研修会・講習会等の充実、ICT等の活用の検討等を通じて家畜防疫員を積極的に育成すること等を記載。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

都道府県は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施に支障がないように、飼養衛生管理者を選任するよう指導すること等を記載。また、都道府県及び国は、飼養衛生管理者に対し、研修の機会を毎年1回以上提供するとともに、飼養衛生管理の適正な実施に必要な情報を直接提供すること等を記載。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

都道府県は、毎年の指導計画の実施状況及び家畜防疫員の確保状況並びに飼養衛生管理基準の遵守命令の違反者について、国が別途示す様式により国へ報告することを記載。また、国は、各都道府県の取組状況について整理し、毎年1回以上公表するほか、適宜、優良事例や注意喚起を行うべき事例等を公表すること等を記載。

第四章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する重要事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

関係都道府県及び国は、地域ブロックごとに協議会を組織し、平常時には、最新の科学的知見等の情報共有、防疫演習等の協働実施、疾病発生時に備えた連携協議のほか、疾病発生時には、人員や資材の融通、県境防疫措置や浸潤状況調査の相互連携等を行うこと等を記載。また、都道府県は、関係市町村と連携し、協議会等を設置するよう努めること等を記載。

II 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

国、都道府県及び市町村は、相互に連携し、家畜の所有者又はその組織する団体が地域の自衛防疫のために行う自主的措置に対して有益な技術的助言等を行うこと等を記載。また、国、都道府県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師会、猟友会等が協議会等を設置し、飼養衛生管理者が行う自己点検等に対して積極的に助言を行うよう、促すこと等を記載。

III 市町村の取組に関する方針

市町村は、国、都道府県及び生産者団体、地域の関係者等と連携・協力し、地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けて、必要な情報の収集、家畜の所有者及び飼養衛生管理者に対する指導、協議会等の設置等に努めること等を記載。

IV 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する方針

都道府県は、国が示す方針等に基づき、全国的・地域的サーベイランスを実施すること等を記載。また、これらのサーベイランスの具体的な対象疾病、実施方法、地域設定の考え方等については、令和2年度以降、「家畜の伝染性疾病に係るサーベイランス検討会」において検討すること等を記載。

V 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

都道府県は、家畜伝染病の発生時等には、適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の農場に対して速やかに緊急点検を実施すること等を記載。

VI 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

観光牧場、動物園、愛玩動物飼養場等についても、本指針及び指導計画の対象とすること等を記載。